

2025年7月8日  
日本郵便株式会社

## 一部報道等について

今般発覚しました弊社における点呼業務未実施事案について、一般貨物自動車運送事業の許可取消の行政処分を受けたことを6月25日に公表させていただきました。

ご不安とご心配をおかけしておりますこと、また、お客さまの信頼を損なう結果となりましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

行政処分の執行により、当社では6月26日から、一般貨物自動車運送事業で使用している1t以上の車両（約2,500台/全国約330局の郵便局で使用）は使用できなくなりました。しかし、1t以上の車両の業務を他の運送会社に委託することを基本に、確実な点呼の実施を大前提として、当社が保有する軽四車両（約32,000台）等の活用等、オペレーションの移行について調整した結果、現時点では郵便物および荷物（ゆうパックなど）のサービス提供に問題は生じておりません。

一方、一部報道やSNS上で、今後軽貨物への行政処分が執行された場合、「ゆうパックの事業継続ができなくなる」、「ゆうパックが廃止される」などの情報がございますが、そのような事実は一切ございません。

当社といたしましては、貨物軽自動車運送事業も含め、どのような処分を受けたとしても、厳粛に受け止め、お客さまにご迷惑をおかけすることのないよう、他の運送会社への委託の拡大等、あらゆる手段を講じ、お客さまからお預かりした大切な郵便物および荷物（ゆうパックなど）のサービス提供を継続してまいります。

以上

【お客さまのお問い合わせ先】  
日本郵便株式会社  
お客様サービス相談センター  
<電話番号>  
0120-23-28-86（フリーダイヤル）  
携帯電話からご利用のお客さま  
0570-046-666（通話料はお客さま負担です）  
<ご案内時間>  
全日 8:00～21:00  
ガイダンスが流れますので、「\*」のあとに  
「1」を選択してください。  
おかげ間違いないようにご注意ください。